

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

○食材王国みやぎの伊達な乾杯条例

（食産業振興課）

一

○宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

二

条 例

食材王国みやぎの伊達な乾杯条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

食材王国みやぎの伊達な乾杯条例

本県では、豊かな海の幸と大地からの恵みがそれぞれの地域の農林水産業を興し、地域固有の食文化を形成してきました。仙台藩祖の伊達政宗公は食通であったと伝えられ、仙台藩では米の生産拡大のほか、酒や味噌、茶などの物産開発も盛んに行われてきました。こうした取組は、四百年経った現在も「食材王国みやぎ」に引き継がれております。

その中で、先人の知恵と営みを通じて、日本酒をはじめ、地域の風土により育まれた様々な酒類を製造する酒造産業も発展してきており、ワインや地ビールの生産などの新たな取組も生まれています。こうしたことを踏まえ、県産酒による乾杯とともに、地元の食材の活用を通じて、郷土愛を育み、地域を元気にする交流を促進し、地域に根ざした酒造産業と農林水産業の振興を図るため、この条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、県産酒による乾杯を推進するとともに、食材王国みやぎの豊かな食材の活用を通じて、地域の食文化（食器等の工芸品を含む。以下同じ。）を育むことにより、郷土愛の醸成及

び地域の活性化を図り、もって地域に根ざした酒造産業及び農林水産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 酒類を製造し、又は販売する者

二 酒類の提供を業として行う者

三 酒類の製造又は販売を企画する者

2 この条例において「県産酒」とは、次の各号のいずれかに該当する酒類をいう。

一 県内の事業者によって県内で製造された酒類

二 県産の原材料を使用して製造された酒類であって、県内の事業者が製造又は販売を企画し、県

内で販売されるもの

（県の役割）

第三条 県は、県産酒による乾杯及び地元の食材の活用を推進することにより、県産酒の普及及び地

元の食材を生かした食文化の醸成に努めるものとする。

（事業者の役割）

第四条 事業者は、県及び他の事業者と相互に協力し、県産酒による乾杯を推進するとともに、県産

酒及び地元の食材を生かした食文化の普及に努めるものとする。

（県民の協力）

第五条 県民は、県及び事業者が行う県産酒による乾杯の推進並びに県産酒及び地元の食材を生かした

食文化の普及に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（個人の嗜好及び意思の尊重）

第六条 県、事業者及び県民は、県産酒による乾杯を推進するに当たっては、個人の嗜好及び意思を

尊重するものとする。

（健康障害の防止）

第七条 県及び事業者は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発及び飲酒による健康障害の防止に努め

るものとする。

2 県民は、飲酒に関する正しい知識の理解を深めるとともに、飲酒による健康障害の防止に努める

ものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「環境生活農林水産委員会」を「環境福祉委員会」に、「農政部及び水産林政部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管」を「及び保健福祉部の分掌」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 農林水産委員会

農政部及び水産林政部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、この条例の公布の日において現に在職する県議会議員の任期満了の日の翌日から施行する。